

## 令和8年度特定健康診査受診率向上対策業務委託に係る仕様書

### 1 件名

令和8年度 特定健康診査受診率向上対策業務委託

### 2 業務の目的

令和6年度の特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率は38.4%であり、羽生市国民健康保険第3期データヘルス計画にある令和11年度に受診率60%という目標値との乖離は大きい。本業務は、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な受診勧奨を実施することで受診率の向上を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

羽生市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務は、次のとおりとする。

#### (1) 甲が行う業務関係データ等の提供

- ア 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等（別紙1「甲が乙に提供するデータ等」）を乙に提供する。
- イ データの提供に当たっては、乙が指定する追跡可能な配送サービス（レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等）又はセキュリティの担保されたファイル共有サービスの利用により甲乙間でデータの授受を行う。
- ウ イの運用ができない場合は、甲乙協議の上、個別に提供方法を定める。

#### (2) 乙が行う業務

事業実施に先立ち、甲の特定健診受診率向上に向けた現状及び課題の分析を行い、次の業務内容の具体的な内容を記載した事業計画を策定する。

##### ア 特定健診等データ分析業務

- (ア) 受診率向上に効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。
  - (イ) 健診結果データ等の各データファイルを統合し、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う。
  - (ウ) データ分析により、受診勧奨すべき対象者（以下「受診勧奨対象者」という。）を特定し、対象者の特徴別に5つ以上のグループに分類すること。なお、特定する際には、通知勧奨の対象人数に合わせて優先付けをすること。
- ※ 健診結果データ等は、通知中未受診者分析、前年度受診情報分析その他有用と思われる分析の実施及び提案を行うために活用する。

##### イ 受診勧奨通知の作成・発送業務

乙は、アに定めるデータ分析の結果を基に、次のとおり受診勧奨を2回実施する。

##### (ア) 対象者

全健診対象者の中から特定した受診勧奨対象者のうち、甲が合意した者

##### (イ) 通知物の内容

通知物（受診勧奨用資材）については、アで分類した勧奨対象者の特性に合わせたデザイン及びメッセージとする。

(ウ) 通知物の印刷

甲が提供する情報を基に送付対象者の郵便番号、住所及び宛名を記載した通知物を圧着形式のはがき、リーフレット、単版はがき又は封書の形式で印刷する。

(エ) 通知物の宛名印字

宛名については、甲の意向により漢字又はカナ印字にて行う。乙の指定する形式の外字ファイルを提供できる場合は、外字への変換を対応する。漢字印字を行う際、外字対応ができない場合は、原則カナ印字で発送対応を行う。この際、転居情報等は、甲が提供する情報に全て反映されているものとする。

(オ) 通知物の校正

通知物の印刷内容については、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は最大3回とする。

(カ) 受診勧奨対象者の最終決定及び発送

既健診受診者等の除外対象者となる情報を基に、最終的な受診勧奨対象者を決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約2週間前までに甲が乙へ提供する。勧奨通知発送件数は、2回合計で20,000通を上限とする。

(キ) サンプル納品

校了後速やかに、甲に対し各10部ずつ通知物のサンプルを納品する。

ウ 診勧奨実施結果の分析・報告業務

(ア) 期中報告

アの分析結果について、甲に報告する。結果を踏まえ、どの対象者に受診勧奨を実施するか、甲と協議の上決定する。

(イ) 期末報告

委託期間中の最新の受診結果データに基づく、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）について効果検証を実施し、その結果を甲に対し報告を行う。上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、甲に提案を行う。

(3) 甲及び乙が行う業務

ア 委託業務の開始に当たり、甲及び乙は委託業務の詳細を決定する打ち合わせを実施する。

イ 打合せの日時及び方法については、甲及び乙が協議の上で決定する。

5 個人情報取扱

(1) 受注者は、業務上知り得た受診者の情報（以下「個人情報」という。）を第三者へ漏らしてはならず、業務終了後も同様とする。また、業務に従事する者は、在職中及び退職後においても個人情報を第三者へ漏らしてはならない。

(2) 受注者は、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(3) 受注者は、個人情報取扱に関し突発的事項が起きた場合には、速やかに発注者に報告する。

(4) 受注者は、前3号に掲げるもののほか、委託契約書に添付された「羽生市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 6 その他の事項

- (1) 乙は、甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。
- (2) 乙は、4 (2) イに規定する受診勧奨通知の作成・発送業務（全2回）について、第1回目の発送完了後、当該発送に要した費用について、委託料の総額の範囲内で甲に対し請求することができるものとする。
  - ア 乙は、当該発送に要した費用を甲に請求しようとするときは、当該費用の内訳を明記した請求書を甲に提出しなければならない。
  - イ 甲は、アに規定する請求書が提出されたときは、その内容を精査し、当該費用を支払うことが適当と認めた場合は、当該請求書を受理した日から30日以内に乙が指定する口座への振込により当該費用を支払うものとする。
- (3) 委託料の支払は、当該年度の全ての業務が完了した後、完了検査を実施した上で、当該業務に要した費用を委託料の総額の範囲内で支払う。ただし、前号の規定による分割払をした場合は、委託料の総額から当該分割払により支払った額を控除した額の範囲内で支払う。
- (4) 甲から提供されたデータ等について、委託業務の範囲において個人が識別できないよう加工した分析結果及び統計情報であって、甲が承認したものについては、乙の業務の改善等に利用（複製、複写、改変及び第三者への提供を含む。）することができる。
- (5) 委託業務により生じた成果物（通知物のデザイン等を含むがこれに限らない。）に対する知的財産権は、乙に帰属するものとする。ただし、甲は、本契約の期間中、甲乙協議の上、乙の定める条件に従って当該成果物を無償で使用することができる。また、甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、成果物を改変、公表等するに当たっては、事前に乙の承諾を得るものとする。
- (6) その他業務仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

## 別紙1

### 甲が乙に提供するデータ等

甲は、令和8年度特定健康診査受診率向上対策業務委託に係る仕様書の定めに従い、実施する事業に応じて次のデータを乙に提供する。

なお、甲から提供されたデータは、乙の定める様式等に合うように乙が加工して使用することができる。

#### 1 委託業務の開始に当たって提供するもの

##### (1) 特定健診関連情報データ（特定健診等データ管理システムより抽出）

- ・FKAC165／ファイル形式：CSV 過去4年度分（前年度分を含まない。）
- ・FKAC167／ファイル形式：CSV 過去5年度分（前年度分を含む。）

##### (2) 特定健診対象者データ（特定健診等データ管理システムより抽出）

- ・FKAC161又はFKAC173など／ファイル形式：CSV 当年度を含む3年度分  
※各年度の当初（4月1日）で、その年度内の健診対象者全員のデータを含むもの。

##### (3) 被保険者情報データ（国保データベース（以下「KDB」という。）システムより抽出 被保険者管理台帳（KDB帳票p26\_006）／ファイル形式：CSV

#### 2 印刷・発送関連データ

##### (1) 宛名印字用データ

- ・宛名データ／ファイル形式：Excel、CSV

※文字コードは、原則Shift-JIS、フォントはMS明朝とする。

※個人識別番号（1（1）～（3）のデータに含まれる番号と同一のもの）、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名及びカタカナ氏名を含むもの。

##### (2) 外字ファイル／ファイル形式：TTE、EUF

#### 3 通知文作成用データ

##### (1) 特定健康診査の実施日や医療機関等通知文作成の上で必要なデータ

##### (2) 市章等の市が指定するデータ

#### 4 通知物の発送の都度提供するもの

発送対象除外データ／ファイル形式：Excel、CSV

#### 5 報告書作成のために提供するもの健診受診結果データ／ファイル形式：Excel、CSV 当年度を含む3年度分

※受診者の個人識別番号、受診年月日（8ケタ）及び受診区分を含むものとする。

#### 6 その他業務実施の上で必要なデータ

業務を実施する上で、仕様書に定めのないデータが必要になった場合は、甲及び乙が協議の上、提供する。